

九州大学研究データ管理用ストレージシステム (QRDM) の利用について

令和5年12月5日

データ駆動イノベーション推進本部長決定

(趣旨)

第1条 この決定は、九州大学データ駆動イノベーション推進本部規則(令和3年度九大規則第72号)第11条に基づき、九州大学データ駆動イノベーション推進本部(以下「DX推進本部」という。)が提供するQRDMの利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この決定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) QRDM 本学に設置し、ネットワークを經由してアクセスが可能な学術研究用のデータストレージシステムをいう。
- (2) データ 本学の学術研究において取り扱われるデジタルのデータファイルをいう。

(利用者)

第3条 QRDMを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)第2条第1項第1号に定める教員
- (2) その他データ駆動イノベーション推進本部長(以下「DX推進本部長」という。)が  
適当と認めた者

2 前項第2号による利用者は、あらかじめ、DX推進本部長あてに申請を行い、許可を得なければならない。なお、当該申請に係る手続きは、別に定める。

(利用)

第4条 利用者は、九州大学全学共通認証基盤サービス規程(平成19年度九大規程第35号)第6条第2項に基づき付与された「全学共通ID」をもって、次の各号に掲げるQRDMの機能を利用することができる。

- (1) データの保存及び学内ネットワーク上で他者とデータを共有すること。
- (2) 自らがGakuNin RDM(国立情報学研究所が提供する研究データ管理基盤)上に作成したプロジェクトにおいて、拡張ストレージとしてQRDMを連携させること。
- (3) 前号において、連携させたQRDM上のデータを、プロジェクトに登録された他者との間で共有すること。

2 利用者がQRDMに保存するデータは次の要件を満たすものとする。

- (1) 九州大学が保有する情報の格付け及び取扱制限に関する規程(平成28年度九大規程124号)の機密性2以下であること。
- (2) 健康医療及び教育に関するデータを、研究を目的としてQRDMに保存する場合は、各分野の指針や本学の関連ガイドライン等に従い、適切な加工処理を行うこと。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、QRDM の利用に当たり、この決定のほか、関係法令、本学規則及びポリシー等を遵守し、自らの責任において、そのアカウント配下に保存されたデータを適切に管理しなければならない。

2 利用者は、QRDM 上で他者とデータを共有する場合は、自らの責任において、その内容に応じた共有の範囲・権限等を適切に設定しなければならない。

3 利用者は、QRDM で管理するデータについて、必要に応じ、自らの責任においてバックアップを作成することとする。

4 利用者は、第7条第1項第3号に基づき DX 推進本部から調査及び協力を求められた場合、その指示に速やかに従わなければならない。

(利用の終了)

第6条 利用者は、異動、退職及び申請期間の満了等の事由により第3条の要件を満たさなくなった場合は、QRDM へのアクセス権を喪失する。

2 利用者は、アクセス権を喪失する前に、QRDM に保存したデータを移管又は削除しなければならない。ただし、利用者がアクセス権を喪失したのちも、無効化されたアカウント及びデータは QRDM 上に半年間保持される。

3 利用者が QRDM へのアクセス権を喪失した後、QRDM に残されたデータの取扱いについては、別に定める。

(管理者)

第7条 DX 推進本部は、QRDM の管理者として、その適切な維持管理及び研究公正の対応のため、以下の権限を有する。

(1) 前条で定めるアクセス権を喪失した利用者のデータを移管及び削除すること。

(2) 利用者が関係法令、本学規則及びポリシー等に違反した場合、又はその他の理由により DX 推進本部長が必要と認めた場合に、当該利用者へ事前に確認することなく QRDM の利用を停止すること、アクセス権の削除並びにデータの移動及び削除等の強制的な措置を行うこと。なお、強制的な措置を行った場合、原則として当該利用者へ通知する。

(3) 必要に応じて、利用者に対して QRDM の利用状況、運用実態、障害時の対応及び不正行為に対する情報収集等について調査を行うこと。その際、利用者に対し、調査に係る協力を求めることができる。

(4) 必要に応じて、QRDM で提供する機能の追加、変更及び削除を行うこと。

(5) QRDM の利用環境の維持及び機能向上のために、QRDM の利用記録を使用すること。

(6) 保守作業及び障害復旧作業等の理由により、QRDM の提供を停止すること。

(QRDM の廃止)

第8条 DX 推進本部長は、QRDM の提供を廃止する場合、DX 推進本部会議の承認を経て、各部局等の長へ少なくとも6ヶ月前までに予告するものとする。

(免責)

第9条 本学は、利用者への QRDM の提供については最善を尽くすが、利用者が QRDM を利

用したことにより被った損害、その他 QRDM に関連し被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

(改訂)

第 10 条 DX 推進本部長は、必要に応じてこの決定を改訂することができる。

(雑則)

第 11 条 この決定に定めるもののほか、QRDM の利用に関し必要な事項は、DX 推進本部長が別に定める。

附 記

この決定は、令和 5 年 12 月 5 日から実施する。